

習志野市芸術文化協会会則

(名 称)

第1条 本会は、習志野市芸術文化協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、習志野市内における各種芸術・文化活動を行う団体の相互協力と理解を深め、もって文化の資質の向上と国際的文化社会ならびに生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、習志野市谷津 1-16-1 習志野市習志野文化ホール内に置く。
(電話・FAX 047(475)6821)

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 芸術・文化振興のための共通事業の実施
- (2) 会員相互の連絡および情報の交換
- (3) 芸術・文化団体の研修および芸術・文化活動にかかわる講習会ならびに講演会
- (4) 他地域の文化団体との連絡提携
- (5) その他本会の目的を達成するための事業

(組 織)

第5条 本会は、習志野市内における芸術・文化団体、各種サークル団体をもって組織する。ただし、団体とは、会員が5人以上のものをいう。

2. 本会には、第2条の目的達成のために理解し、協力する個人（以下「賛助会員」という。）を置くことができる。
3. 本会の会員は、それぞれの活動内容の共通する部門（以下「連盟」という。）を組織する。
4. 各連盟は、加盟団体の発展と団体間の運営を円滑に推進するため、原則として会則を制定する。
5. 各連盟は運営委員を選任し、運営委員は運営委員会を構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧 問 若干名
 - (2) 会 長 1名
 - (3) 副会長 4名以内
 - (4) 監事 2名
2. 役員は役員会を構成することができる。

(役員を選任)

第7条 役員は顧問を除き、運営委員会の推薦により総会にて選任する。

2. 役員を選任に当たっては、運営委員会の中に選考委員会を設置し、素案を運営委員会に提案する。
3. 顧問は、運営委員会の議決を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事および権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、役員会および運営委員会をとりまとめ、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 監事は毎年度経理を監査し、その結果を総会に報告する。
- (4) 緊急事項については、役員会において対応し、処理する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第10条 事務局は、事務局長、および事務局員若干名により構成し、事務局長、事務局員は運営委員会の承認を得て会長が指名する。

(運営委員を選任)

第11条 運営委員は、各連盟から若干名選出する。

(運営委員の仕事)

第12条 運営委員は、第2条および第4条の目的達成に努める。

- (1) 円滑に事務を遂行するため下記の担当運営委員を選任し業務を推進する。
 - ① 事業担当運営委員 若干名
 - ② 研修担当運営委員 若干名
 - ③ 広報担当運営委員 若干名
 - ④ その他必要な担当運営委員は運営委員会において決定する。
- (2) 総会に付すべき事項を審議し、総会に提案または報告する。
- (3) 総会議決事項を実施する。

(運営委員の仕事)

第13条 運営委員の仕事は、2年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第14条 本会議は、総会および運営委員会ならびに役員会とする。総会は通常総会と臨時総会とする。

2. 総会は、各連盟加入団体の長をもって構成し、本会の最高議決機関とする。
3. 運営委員会は、会長・副会長・監事・および運営委員をもって構成し、会長が招集する。
4. 役員会は、必要に応じて適時開くことができる。
5. 顧問は、会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

(通常総会)

第15条 通常総会は毎年第1回、会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。

2. 議長は、会議のつど出席者の中から選出する。
3. 議決事項は次の通りとする。
 - (1) 事業計画および収支予算の決定
 - (2) 事業報告および収支決算の承認
 - (3) 規約の改訂およびその他必要事項
4. 議決方法は次の通りとする。
 - (1) 総会は、各連盟加入団体の代表者の3分の1以上の出席をもって成立する。
 - (2) 議決は出席者の過半数をもって決する。
 - (3) やむを得ない理由で出席できない加入団体の長は、代理人を出席させ、表決させることができる。

(臨時総会)

第16条 会長は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上が会議の招集を請求したときは、30日以内に臨時総会を招集する。ただし、会議の成立・議長選出・議決の方法は、通常総会と同じとする。

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または会議を構成する運営委員の3分の1以上の請求があったときは招集する。

2. 運営委員会は、運営委員の3分の1の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって成立する。
3. 会議の議長は、会長が指名する。

(団体名変更等)

第18条 会の名称・代表者名・所在地および連絡先等の変更が生じた場合は、その旨本会に届け出なければならない。

(加入・脱退)

第19条 本会に加入および脱退しようとする団体もしくは個人は文書により届出て、会長の承認を得る。

(経 費)

第20条 本会の経費は、年会費および助成金・寄付金、その他をもってあてる。年会費は1団体 2,500円とする。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(褒章制度)

第22条 当協会会員として長年(通算10年以上)にわたり芸術文化活動に寄与しその功績が顕著と認められたものに対し褒章する。褒章は奨励金授与、表彰状、感謝状贈呈とする。選定等は細則で定める。

(委 任)

第23条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成5年10月26日から施行する。

附 則 (第3条の一部改正)

この会則は、平成6年5月11日から施行する。

附 則 (第9条の一部改正)

この会則は、平成11年5月26日から施行する。

附 則 (第6条、第7条、第8条、第10条、第14条の一部改正)

この会則は、平成12年5月15日から施行する。

附 則 (第7条、第8条、第15条、第20条の一部改正)

この会則は、平成17年5月10日から施行する。

附 則 (第22条の追加)

この会則は、平成20年5月12日から施行する。

附 則 (第6条、第8条、第10条、第14条の一部改正)

この会則は、平成24年5月14日から施行する。

附 則 (第3条の一部改正)

この会則は、平成27年5月11日から施行する。

附 則 (第6条、第8条、第10条、第14条の一部改正)

この会則は、令和6年5月21日から施行する。